

県産品ECサイト等ブラッシュアップ支援事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の目的

コロナ禍において、ECサイトの利用拡大が進む中、県内食品関連事業者等がDXについての理解を深めるとともに、県産品が埋もれることなく販路を確保できるよう、ECサイトの活用により意欲的な事業者に対して連続講座を開催し、ECサイトのブラッシュアップを支援するとともに運営スキルの向上を図る。

2 事業主体

三重県

3 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

4 契約上限額

4,895,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容（詳細は別紙業務仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名：県産品ECサイト等ブラッシュアップ支援事業業務委託
- (2) 委託期間：契約日から令和5年2月28日（火）まで
- (3) 委託内容：別紙業務仕様書「5 委託業務の内容」のとおり
- (4) 成果品：以下の資料について、紙媒体2部及びその電子記録媒体（CD-ROM等）一式を提出してください。
 - ①業務実施報告書
 - ②本業務において制作された資料等
 - ③本事業に関するSNSアカウントの維持管理に必要な情報一式
 - ④その他、県が成果品として提出を求めるもの
- (5) 納入場所：三重県雇用経済部 県産品振興課
- (6) 納入期限：令和5年2月28日（火）

6 業務遂行体制

- (1) 業務担当者等
契約締結後、速やかに業務担当者および作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告してください。業務担当者および作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。
- (2) 連絡体制
緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者および作業員は、本件庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯してください。

7 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、委託者からの要請により速やかに対処できる者であること。

8 企画提案コンペの実施方法

(1) 企画提案資料の提出

- ①提出期限 令和4年5月18日（水）12時00分まで（必着）
- ②提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部県産品振興課
- ③提出方法 上記提出場所に持参又は郵便等による送付
（メール及びファクシミリでの提出は不可）

④受理の確認

企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をしてください。

(2) 書面審査の実施

提出された企画提案書の書類審査を行います。書類審査の結果については、5月下旬に電子メールにて通知します。

なお、申込数が6件に満たない場合は、書面審査を省略します。

(3) プレゼンテーションの実施

- ①実施日・場所 令和4年5月24日（火）午後（予定）
Web会議（『Zoom』を使用）

・詳細な時間については、提案者ごとに時間を設定のうえ、別途通知します。

なお、プレゼンテーションの実施日・開催場所については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

- ・提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、Web会議システムを活用して行います。

②説明方法

説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書によるものとします。

(パワーポイント等の使用は不可。)

(4) 選定結果の通知

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県のホームページに公表します。

(5) 業務委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議のうえ、業務委託契約を締結します。

9 最優秀提案を選定するための評価基準

企画提案書に記載された内容を基に、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

(1) 妥当性

事業目的に合致し且つ具体的に記述しているか。

(2) 実現可能性

事業実施にかかる豊富な知識、経験およびノウハウを有しているか。

(3) 企画性

事業目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。

(4) 実施体制

事業実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。

(5) 計画性

適切なスケジュールか。必要経費が適切に見積もられているか。

10 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式) 及び添付書類・・・1部

※必要な場合は、委任状(第2号様式)を提出すること。

(2) 企画提案書(任意様式)・・・・・・・・・・・・・・8部(正本1部、コピー7部)

規格は、A4版(A3版による折り込み可)・両面印刷・長辺綴じ・文字サイズ10ポイント以上・表紙を含め50ページ以内としてください。

企画提案書については、以下のア～オの事項について、できる限り具体的な提案内容を記載してください。

ア 業務の実施体制

- ・業務実施体制(実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名)
- ・業務に関するその他の組織等との連携体制

イ 提案書の概要

- ・提案内容のポイント

ウ 講座の企画提案

- ・参加者の募集について、十分な参加者を集めるための周知方法を具体的に提案してください。
- ・開催する基礎講座（1回）、スキルアップ講座（5回以上）、成果発表会（1回以上）について、企画・提案してください。
- ・参加事業者のインターネット販売での売上増加が期待できる講座内容を具体的に提案してください。講座については参加事業者の情報発信技術の向上と、持続的な成長が見込める内容としてください。
- ・講座開催に際し招聘する講師の候補を提案してください。
- ・講座開催に際しての新型コロナウイルス感染症対策について具体的に提案してください。
- ・講座を通じてブラッシュアップした参加者のECサイトについて、広く情報発信するための方法を提案してください。（例：メディアへの露出等）

エ SNS等を活用した情報発信の企画提案

- ・ECスキル向上に関する技術を情報発信するSNSアカウントの閲覧画面（イメージ）を提案してください。
- ・情報発信に使用するSNSを具体的に提案してください。（事業終了後、維持費がかからないものとしてください。）

オ 業務実施スケジュール

- ・令和4年5月下旬の契約締結を前提に、令和4年5月下旬から令和5年2月28日までのスケジュールを記載すること。

(3) 見積書（任意様式、消費税を外税表記すること）・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）

※見積価格は、本業務の履行に要するすべての経費を含め記載すること。

※見積書には、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

(4) その他資料

提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等でも可能）・・・・・・8部（正本1部、コピー7部）

11 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間 令和4年5月11日（水）12時00分まで

(2) 質問の提出

質問等がある場合は、「21 担当部局」まで文書（様式任意）の提出により行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

いただいた質問には、令和4年5月13日（金）17時までに原則三重県のホームページに掲載させていただきます。

12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあつては、(1) から (3) までの書類を提出していただきます。(※ (1)、(2) について、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（FAX又はメール可）してください。）

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

13 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただきます。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部県産品振興課において行います。

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は事業の実施に真に必要なものに限り
ます。

16 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第
3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置
を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介
入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を
受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合
は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件
関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止
要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守
するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応するものとしま
す。

20 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで
業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とします。
- (3) 提出された各企画提案資料は返還しません。
- (4) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日
本の標準時及び計量法によるものとします。
- (5) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象とな
ります。

- (6) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (7) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (9) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。
- (10) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。

21 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班 担当：梶川、本田

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp